RCEP協定原産地規則について

2021年6月

財務省関税局・税関

目次

Ⅰ．RCEP原産地規則の概要

Ⅱ．原産地基準について

Ⅲ．原産地手続について

RCEP原産地規則の概要

- RCEP協定における関税の特恵待遇（RCEP税率）は、RCEP締約国の原産品にのみ適用される。
- RCEP原産地規則章は、原産品の定義（原産地基準）やRCEP税率適用のための申告手続（原産地手続）等を定めており、（１）第A節（原産地規則）、（２）第B節（運用上の証明手続）、及び（３）品目別規則（PSR: Product-Specific Rules）等の附属書で構成されている。

第A節（原産地規則）

〈原産品〉

①完全生産品、②原産材料のみから生産される産品、又は③PSRを満たす産品（産品に応じて関税分類変更基準や付加価値基準等のいずれかを満たす産品）は、RCEPにおける原産品となる。

〈累積〉

原産材料の累積を採用（域内他国の原産品を自国の原産材料とみなすモノの累積）。生産行為の累積は、全署名国による発効後、検討を行う義務を規定。

第B節（運用上の証明手続）

〈特恵要求手続（証明制度）〉

第三者証明、認定輸出者による自己申告及び輸出者又は生産者による自己申告による制度が採用されている（輸出者又は生産者による自己申告の実施には猶予期間あり）。

なお、日本への輸入については、輸入者による自己申告も含まれる。また、連続する原産地証明も採用されている。

〈確認手続（検証）〉

輸入国税関は、輸入された産品が原産品であるかどうかを確認するため、①輸入者への情報提供の要請、②輸出者・生産者への情報提供の要請、③輸出国の発給機関又は権限ある当局への情報提供の要請、④輸出者・生産者の施設への訪問（要：輸出国当局等の同意）などを行うことができる旨、規定されている。

品目別規則（PSR）（附属書三A）

産品に応じた関税分類変更基準や付加価値基準等の原産地基準（原産品となるための要件）が設定されている。

必要的記載事項（附属書三B）

原産地証明書又は原産地申告（自己申告）における必要的記載事項が規定されている。

RCEP締約国原産品について

〇RCEPでは「**国原産品**」の考え方を採用（日ASEAN協定と同じ）。例えば、RCEPの一締約国（日本又は豪州）で生産された産品は「日本原産品」又は「豪州原産品」となり、原産性の判断は締約国単位で行われる。

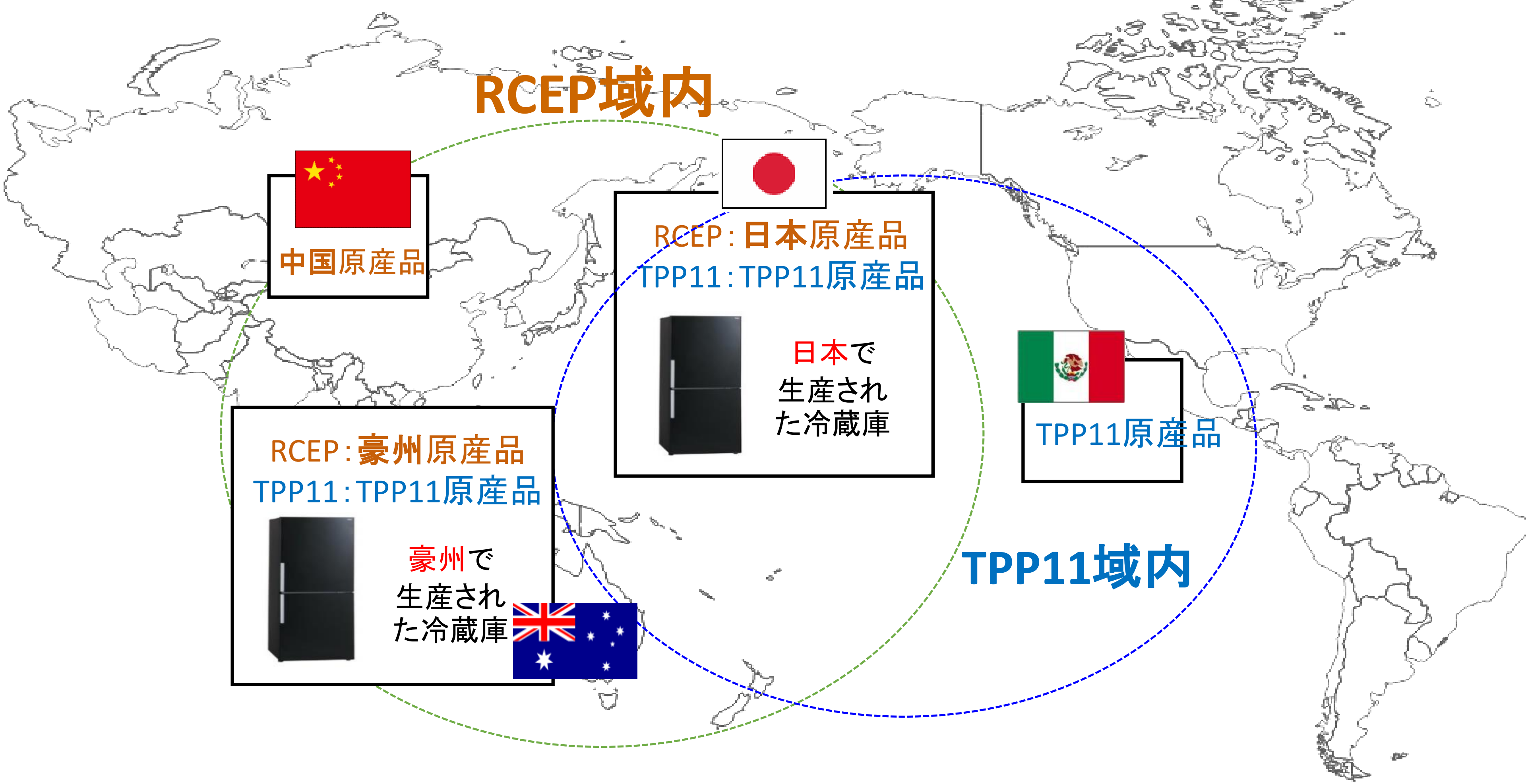

TPP11は「協定原産品」の考え方を採用。一又は二以上の締約国で生産された「TPP11協定上の原産品」と考える（どの国の原産品かは決まらない）＝締約国域内を一つの国・領域とみなす。

RCEP原産地規則章の条文

第A節　原産地規則

第3.1条：定義
第3.2条：原産品
第3.3条：完全に得られ、又は生産される産品
第3.4条：累積
第3.5条：域内原産割合の算定
第3.6条：軽微な工程及び加工
第3.7条：僅少の非原産材料
第3.8条：梱包材料及び包装材料並びに梱包容器及び包装容器の取扱い
第3.9条：附属品、予備部品及び工具
第3.10条：間接材料
第3.11条：代替性のある原産品又は材料
第3.12条：生産において使用される材料
第3.13条：原産品としての資格の単位
第3.14条：一定の産品の取扱い
第3.15条：直接積送

第B節　運用上の証明手続

第3.16条：原産地証明
第3.17条：原産地証明書
第3.18条：原産地申告
第3.19条：連続する原産地証明
第3.20条：第三者の仕入書
第3.21条：認定された輸出者
第3.22条：関税上の特恵待遇の要求
第3.23条：輸入後の関税上の特恵待遇の要求
第3.24条：原産品であるかどうかについての確認
第3.25条：関税上の特恵待遇の否認
第3.26条：軽微な表現の相違又は誤り
第3.27条：記録の保管に関する義務
第3.28条：協議
第3.29条：原産性の情報の交換のための電子的なシステム
第3.30条：輸送中の産品についての経過規定
第3.31条：罰則
第3.32条：使用言語
第3.33条：連絡部局
第3.34条：品目別規則の置換え
第3.35条：附属書の改正

目次

Ⅰ．RCEP原産地規則の概要

Ⅱ．原産地基準について

Ⅲ．原産地手続について

原産品（第3.2条）

この協定の適用上、次のいずれかの産品であって、この章に定める他の全ての関連する要件を満たすものは、原産品として取り扱う。

（a） 完全生産品

一の締約国において完全に得られ、又は生産される産品であって、次条（完全に得られ、又は生産される産品）に定めるもの

(a) 当該一の締約国において栽培され、及び収穫され、採取され、又は採集される植物及び植物性生産品（果物、野菜等）

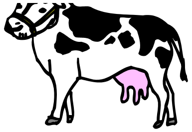

(b) 生きている動物であって、当該一の締約国において生まれ、かつ、成育されたもの（家畜等）

(c) 生きている動物であって、当該一の締約国において成育されたものから得られる産品（生乳等）

(d) 当該一の締約国において行われる狩猟、わなかけ、漁ろう、飼養、養殖、採集又は捕獲により得られる産品（野生の動物等）

(e) 当該一の締約国の土壌、水域、海底又はその下から抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質（水等）

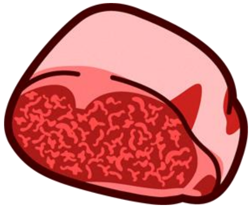

(j) 当該一の締約国において専ら(a)から(i)までに規定する産品又はこれらの派生物から得られ、又は生産される産品（肉等）

原産品（第3.2条）

(b) 原産材料のみから生産される産品

一の締約国において一又は二以上の締約国からの原産材料のみから生産される産品

- 締約国の原産材料のみから生産される産品のこと。
- 生産に使用される材料はすべて原産材料。個々の材料は、遡れば第三国の材料（非原産材料）を使用したものもある。

（例） RCEP締約国で製造するドレッシング

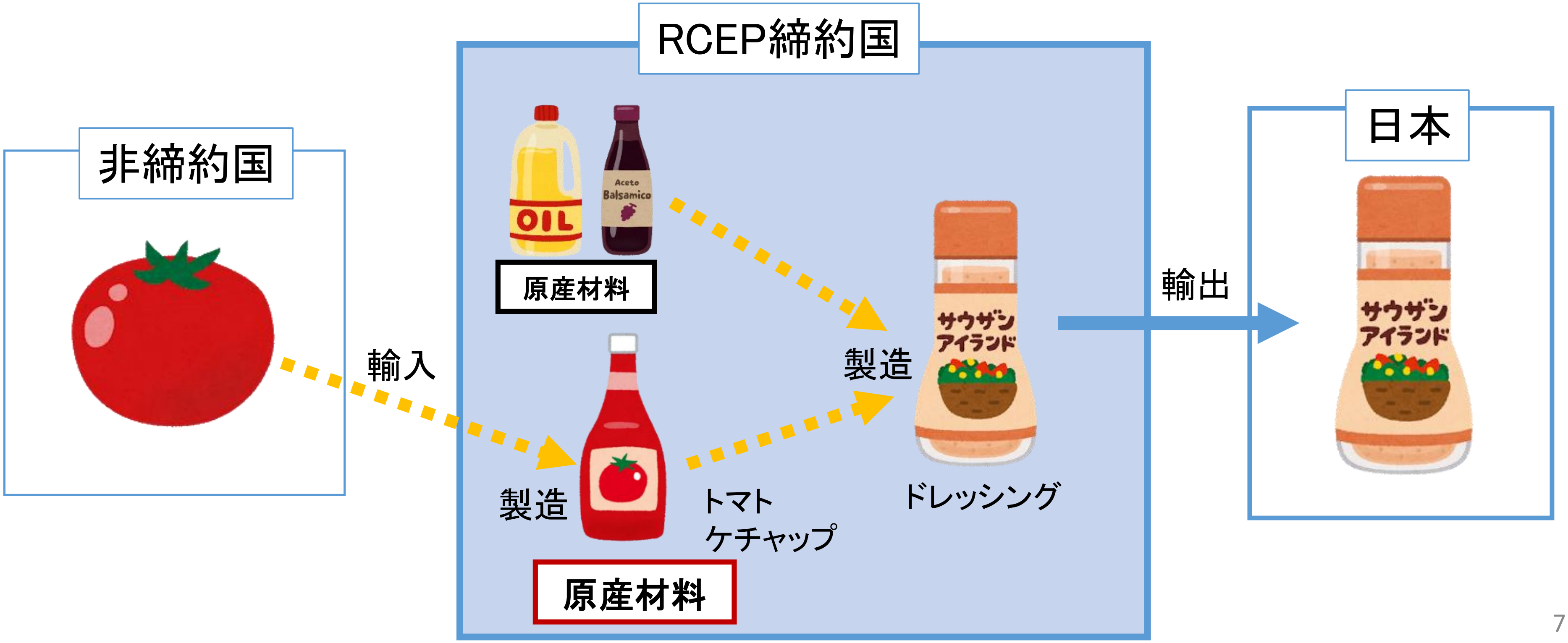

原産品（第3.2条）

（c）品目別原産地規則を満たす産品

一の締約国において非原産材料を使用して生産される産品であって、附属書3A（品目別規則）に定める要件を満たすもの

- 非原産材料を使用していても、締約国における加工等の結果として当該材料に実質的な変更があった場合には、その産品をRCEP締約国の原産品と認めるもの。
- 品目別規則（PSR）では産品ごとに、実質的な変更基準が設定されている。

PSRを満たす産品のイメージ

【 PSRの3類型】

①関税分類変更基準：非原産材料と最終産品との間に特定の関税分類番号変更があること。

②付加価値基準：産品に一定以上の価値を付与すること。

③加工工程基準：産品に特定の加工（例：化学品の化学反応）がなされること。

関税分類変更基準の例

〇第三国（非締約国）のきゅうり（第07.07項）から、タイできゅうりの酢漬けを製造。

※　<u>きゅうりの酢漬け（第20.01項）の品目別規則：CC（類の変更）</u>

〇非原産材料のきゅうり（第7類）と最終産品のきゅうりの酢漬け（第20類）の特定の関税分類番号（類）の変化があることから、きゅうりの酢漬けはPSRを満たし、タイ原産品と認められる。

※PSRの頭注
CC　（類の変更）
CTH（項の変更）
CTSH　（号の変更）

※関税分類番号は世界税関機構（WCO）のHS条約（商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約）に基づく。商品毎に類（2桁で97）・項（4桁で1223）・号（6桁で5204）のHS番号が設定されている（HS2012）。

付加価値基準の例

〇材料である冷蔵庫の鉄鋼製品等を第三国（非締約国）より輸入し、日本で冷蔵庫を製造。

※<u>冷凍冷蔵庫（第8418.10号）の品目別規則：CTSH（号変更）又はRVC（域内原産割合）40%</u>

〇日本での製造において、付加された価値（800USD）が、産品全体の価額（1,000USD）に対して40%以上であることから、当該冷蔵庫はPSRを満たし、日本原産品と認められる。

控除方式

$$\text{RVC（FOB）} = \frac{1{,}000 - 200\ (\text{USD})}{1{,}000\text{USD}} = 80\% \geqq 40\%$$

積上げ方式

$$\text{RVC（FOB）} = \frac{300 + 100 + 150 + 50 + 200\ (\text{USD})}{1{,}000\text{USD}} = 80\% \geqq 40\%$$

域内原産割合の算定(第3.5条)

付加価値基準の計算方式は、我が国の従来のEPAで多く採用されている控除方式(間接方式)と、日インド協定等で採用さている積上げ方式(直接方式)の2つが採用されている。
※域内原産割合: Regional Value Content (RVC)

○控除方式(我が国の過去の協定で多く採用)

$$RVC(\%) = \frac{\text{FOB(産品の価額)} - \text{VNM(非原産材料の価額(CIF))}}{\text{FOB(産品の価額)}} \times 100$$

- VNM (Value of Non-originating Materials):産品の生産に使用される非原産材料の価額

○積上げ方式(日インド協定等で採用)

$$RVC(\%) = \frac{\text{VOM+直接労務費+直接経費+利益+他の費用}}{\text{FOB(産品の価額)}} \times 100$$

- VOM (Value of Originating Materials):産品の生産者により取得され、又は自ら生産され、かつ産品の生産に使用される原産品である材料、部品又は生産物の価額
- 直接労務費:賃金、報酬その他の被用者給付を含む
- 直接経費:経費の総額

加工工程基準の例

〇第三国（非締約国）の有機化学品を輸入し、タイで合成樹脂用添加剤を製造。

※　合成樹脂用添加剤（第38.24項）の品目別規則：CTH、RVC40%又はCR（化学反応）

〇タイにおいて、化学反応が行われていることから、当該合成樹脂用添加剤はPSRを満たし、タイ原産品と認められる。

※品目別規則（PSR）の頭注

「化学反応（Chemical Reaction）」とは、分子内の結合を切断し、かつ、新たな分子内の結合を形成すること又は分子内の原子の空間的配列を変更することにより、新たな構造を有する分子を生ずる過程（生化学的なものを含む）をいう。

この定義の適用上、次のものは、化学反応とはみなさないので留意が必要。

(i)　水その他の溶媒への溶解
(ii)　溶媒（溶媒水を含む。）の除去
(iii)　結晶水の追加又は除去

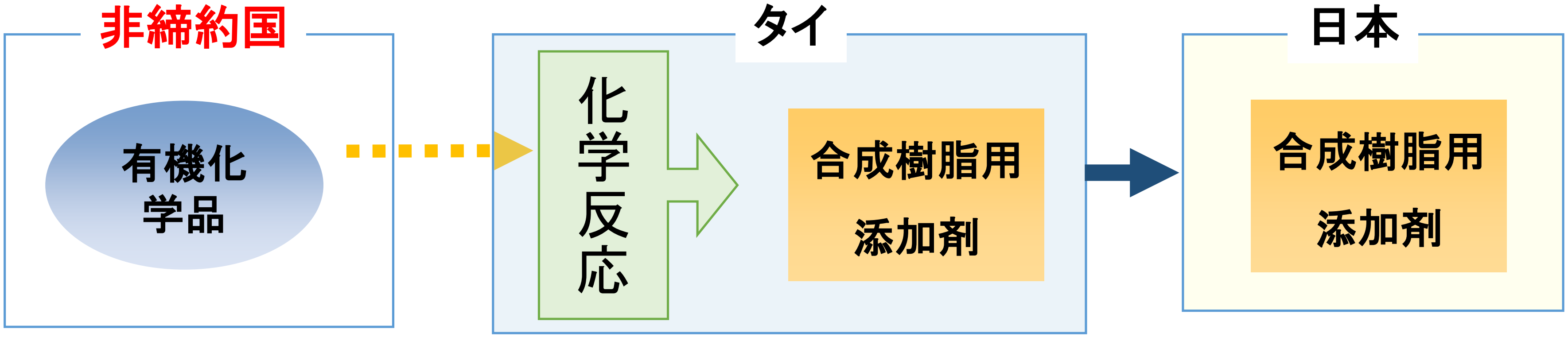

累積(第3.4条)

他の締約国の原産材料(※)を自国の原産材料とみなすことができる「**モノの累積**」を採用。
※RCEP協定の原産品(第3．2条)の要件を満たす産品又は材料

「**生産行為の累積**」については、RCEP協定が全ての署名国について効力を生ずる日に、見直しを開始、5年以内に終了する。

〇非原産材料のオレンジ(第08.05項)、砂糖(第17.01項)、レモン果汁(第20.09項)を使用し、マーマレードを製造する。
<u>※　マーマレード(第2007.91号)の品目別規則:CC(類の変更)</u>

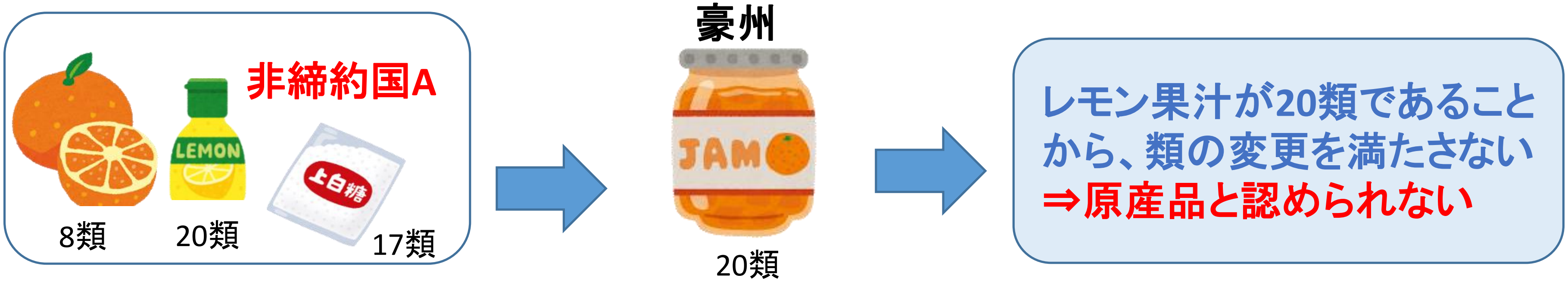

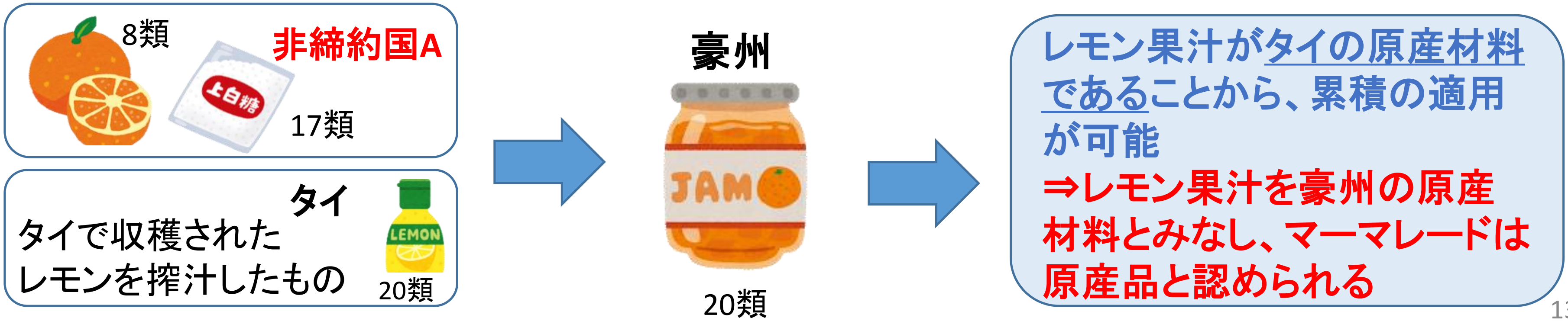

僅少の非原産材料（第3.7条）

関税分類変更基準を満たさない非原産材料があったとしても、その使用がわずかな場合、その産品をRCEP締約国の原産品と認めることができる。

【閾値】（※）必要な関税分類の変更が行われていないものに限る。

●**第1類から第97類**：非原産材料（※）の価額が当該産品のFOB価額の10%以下の場合

●**第50類から第63類**：非原産材料（※）の総重量が当該産品の総重量の10%以下の場合

⇒　第50類から第63類の僅少の非原産材料は、価額と重量のいずれかを選択することが可能。

〇非原産材料のオレンジ（第08.05項）、砂糖（第17.01項）、レモン果汁（第20.09項）を使用し、マーマレードを製造する。

※　マーマレード（第2007.91号）の品目別規則：CC（類の変更）

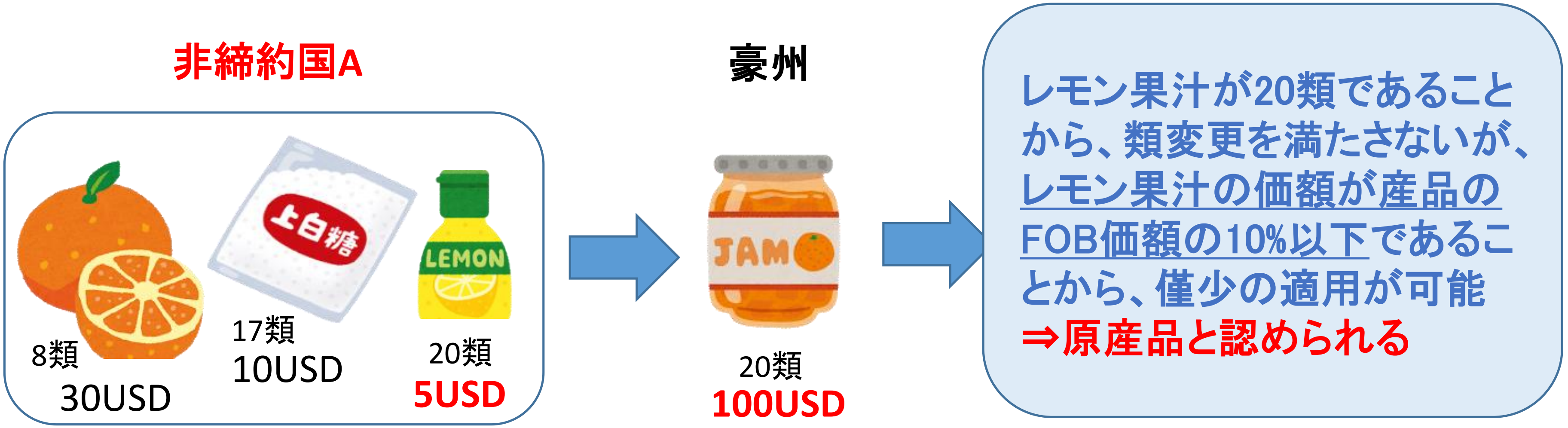

軽微な工程及び加工（第3.6条）

産品を生産するために、非原産材料に対して行われる単純な作業「軽微な工程や加工」については、その産品に原産品としての資格を与えるための十分な作業又は加工とはみなさないとするもの。（＝原産資格を与えることとならない作業）

(a) 輸送又は保管のために産品を良好な状態に保つことを確保する保存のための工程
(b) 輸送又は販売のために産品を包装し、又は提示する工程
(c) ふるい分け、選別、分類、研ぐこと、切断、切開、破砕、曲げること、巻くこと又はほどくことから成る単純な処理
(d) 産品又はその包装にマーク、ラベル、シンボルマークその他これらに類する識別表示を付し、又は印刷する工程
(e) 産品の特性を実質的に変更しない水又は他の物質による単なる希釈
(f) 生産品の部品への分解
(g) 動物をとさつする工程
(h) 塗装及び研磨の単純な工程
(i) 皮、核又は殻を除く単純な工程
(j) 産品の単純な混合
(k) (a)から(j)までに規定する二以上の工程の組合せ

仮に上記の作業により品目別規則（PSR）を満たしたとしても、原産品とは認められないことから、留意が必要である。

直接積送（第3.15条）

積送基準：輸出締約国の原産品が輸入国に到着するまでに、原産品としての資格を失っていないかどうかを判断する基準。以下の場合、引き続き原産品と認められる。

(a) 輸出締約国から輸入締約国へ直接輸送される場合

(b)第三国（中間締約国又は非締約国）を経由する場合、（ｉ）第三国において更なる加工が行われていないこと（※）、（ⅱ）第三国の税関当局の監督の下に置かれていること

（※） 物流に係る活動（積卸し、蔵置など原産品を良好な状態に保存するために必要な他の作業）は（ｉ）に含まれません。

⇒(b)の要件を満たしていることを示すために、第三国の税関の書類又は輸入締約国が要求する書類のいずれかを提出（通し船荷証券、非加工証明書等の提示）。

⇒RCEP締約国を経由して運送される場合であっても、当該中間締約国は第三国となり、積送基準を満たしていることを証明する必要がある（日ASEAN協定と同じ）。

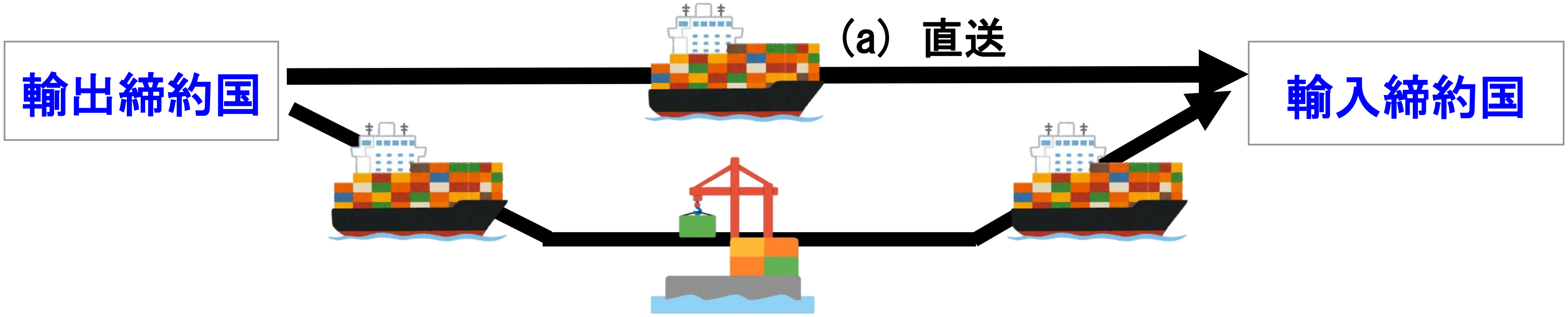

(b) 第三国（中間締約国又は非締約国）を経由

目次

Ⅰ．RCEP原産地規則の概要

Ⅱ．原産地基準について

Ⅲ．原産地手続について

原産地証明（第3.16条）

RCEP協定においては、以下のすべての原産地証明が採用されている。

(a)　発給機関により発給された原産地証明書　（第3.17条）
(b)　認定された輸出者による原産地申告（第3.18条）
(c)　輸出者又は生産者による原産地申告※1（第3.18条）
※1　一定の猶予期間が認められている（発効から10年以内（カンボジア、ラオス、ミャンマーは20年以内）に導入、ただし10年を限度に延長可）。

注　輸入者による原産地申告　（日本への輸入のみ）※2
※2　日本以外の締約国における「輸入者による原産地申告」の導入については、全ての署名国による協定発効後に検討することとなっている。

日本への輸入

- いずれの証明制度も輸入時に利用可能。ただし、**(c) 輸出者又は生産者による自己申告に基づく特恵の要求**は、輸出締約国において当該制度を採用している場合に限る。

日本からの輸出

- 輸入者自己申告を除くいずれの証明制度も輸出時に利用可能。ただし、**(c) 輸出者又は生産者による自己申告の作成**は、輸入締約国において当該制度を採用している場合になる見込み。

原産地証明の必要的記載事項

原産地証明への記載事項は、附属書3Bに記載されている。

【原産地証明書】

(a) 輸出者の氏名又は名称及び住所
(b) 判明している場合には、生産者の氏名又は名称及び住所
(c) 輸入者又は荷受人の氏名又は名称及び住所
(d) 産品の品名及び統一システム番号（6桁番号の水準）
(e) 原産地証明書番号
(f) 原産性を与えることとなる基準
(g) 輸出者又は生産者による申告
(h) 発給機関による証明、印影、署名
(i) 第2.6条（関税率の差異）に規定するRCEP原産国
(j) 積送される貨物を確認するための詳細な情報（仕入書の番号、出発の日付など）
(k) FOB価額（域内原産割合が用いられている場合）
(l) 産品の数量
(m) 連続する原産地証明書における規定

【（認定輸出者を含む）原産地申告】

(a) 輸出者の氏名又は名称及び住所
(b) 判明している場合には、生産者の氏名又は名称及び住所
(c) 輸入者又は荷受人の氏名又は名称及び住所
(d) 産品の品名及び統一システム番号（6桁番号の水準）
(e) 認定された輸出者又は生産者の認定番号又は識別番号
(f) 固有の参照番号
(g) 原産性を与えることとなる基準
(h) 輸出者又は生産者による申告
(i) 第2.6条（関税率の差異）に規定するRCEP原産国
(j) FOB価額（域内原産割合が用いられている場合）
(k) 産品の数量
(l) 連続する原産地申告における規定

確認手続（第3.24条）

他の締約国から輸入された産品の原産性に疑義がある場合、輸入国税関は産品についての情報を求めることができる。

(a) 輸入者に対する書面による検証
(b) 輸出者又は生産者に対する書面による検証
(c) 輸出国の発給機関又は権限ある当局に対する書面による検証
(d) 輸出者・生産者を訪問し、設備や原産性に関する記録を確認する検証※(c) の実施後のみ
(e) その他、締約国が合意する方法

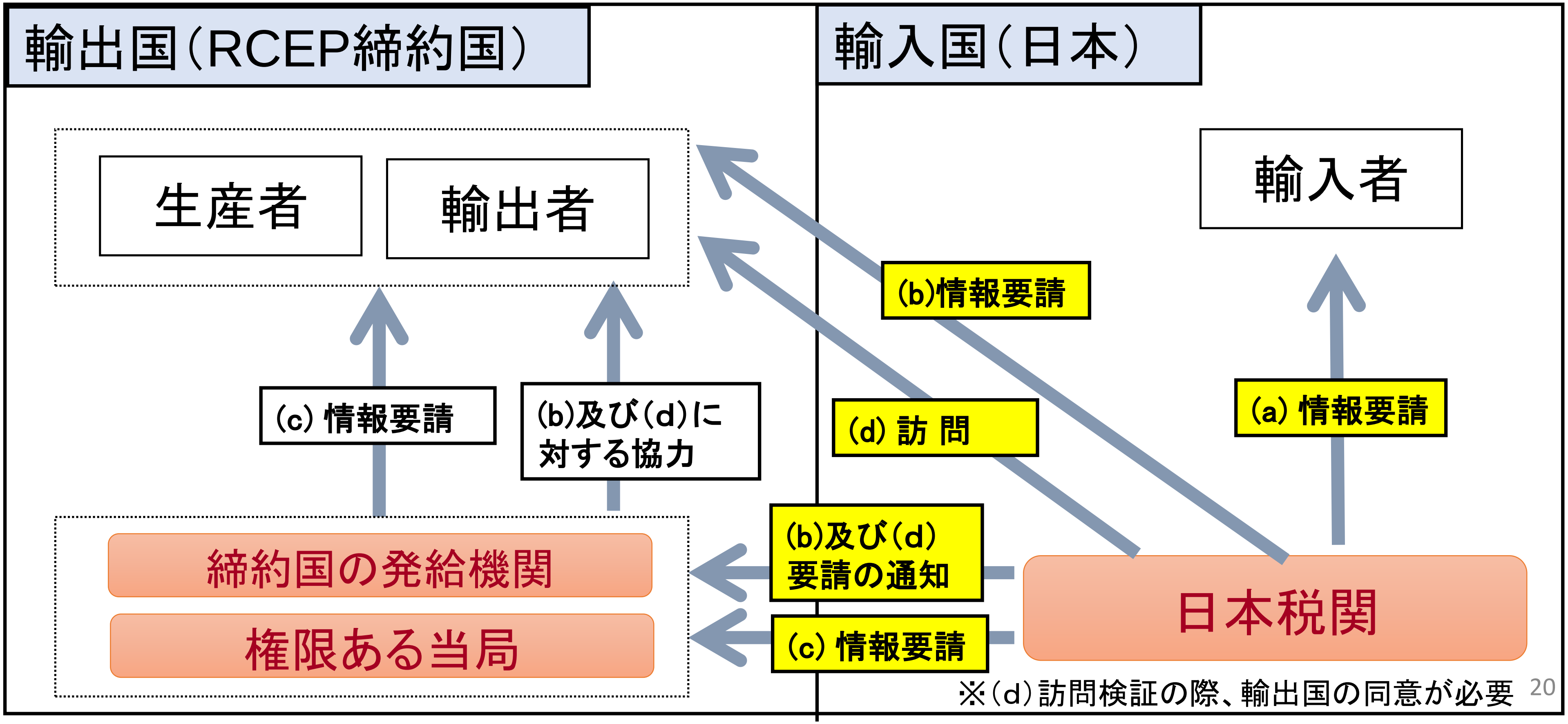

※（d）訪問検証の際、輸出国の同意が必要

書類の保存義務

協定上の保管義務（第3.27条）及び国内法令により、日本においては、以下の書類保存義務が課される。

輸入者の保存義務	輸入の許可の日の翌日から**5年間**、以下の書類を保存。 ただし、輸入申告の際に税関へ提出した書類については、保存義務の対象外。
	◆ 輸入者自己申告の場合は、産品が原産品としての資格を得るための要件を満たすことを示す全ての記録。 ◆ 輸出者又は生産者による自己申告の場合は、その申告書面及び（輸出者・生産者から提供を受けているときは）原産品であることに係る追加的な資料。
輸出者・生産者の保存義務	◆ 輸出者・生産者の自己申告の場合は、作成の日から**3年間**、以下の書類を保管。 ✓ 申告書面の写し ✓ 産品が原産品としての資格を得るための要件を満たすことを示す全ての記録。 ※第三者証明及び認定輸出者による自己申告を利用した輸出者・生産者は、発給・作成の日の翌日から**3年間**、同様の書類を保管。

原産地関連情報

原産地関連情報を、税関ホームページの原産地規則ポータルに掲載しています。
http://www.customs.go.jp/roo/index.htm

税関ホームページ（http://www.customs.go.jp/）右下の 原産地規則ポータル をクリック!!

RCEP協定に関連する情報を随時追加していきます
・説明会資料
・自己申告の手引き
・よくある質問　等

各税関原産地規則担当部門連絡先

税関	電話番号	メールアドレス
函館税関業務部原産地調査官	0138-40-4255	hkd-gyomu-gensan@customs.go.jp
東京税関業務部首席原産地調査官	03-3599-6527	tyo-gyomu-origin@customs.go.jp
横浜税関業務部原産地調査官	045-212-6174	yok-gensanchi@customs.go.jp
名古屋税関業務部原産地調査官	052-654-4205	nagoya-gyomu-gensanchi@customs.go.jp
名古屋税関清水税関支署原産地調査官	054-352-6114	nagoya-shimizu-gensanchi@customs.go.jp
大阪税関業務部首席原産地調査官	06-6576-3196	osaka-gensanchi@customs.go.jp
神戸税関業務部首席原産地調査官	078-333-3097	kobe-gensan@customs.go.jp
門司税関業務部原産地調査官	050-3530-8369	moji-gyomu@customs.go.jp
長崎税関業務部原産地調査官	095-828-8801	nagasaki-gensanchi@customs.go.jp
沖縄地区税関原産地調査官	098-943-7830	oki-9a-gensanchi@customs.go.jp

原産地規則・関連する税関手続について
ご質問等があればお気軽にお問い合わせください。